〇入札心得

(趣旨)

第1条 本組合発注の建設工事等(業務委託等を含む。)の契約に係る一般競争及び指名競争(以下「競争」という。)を行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)、峡北広域行政事務組合財務規則(平成28年峡北広域行政事務組合規則第17号。以下「財務規則」という。)その他法令に定めるところによるものとする。

(一般競争入札参加の申出)

第2条 一般競争入札に参加しようとする者は、財務規則第139条の公告において指定した期日までに成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で、復権を得ないものでないことを確認することができる書類及び当該公告において指定した書類を添え、契約担当者にその旨を申し出なければならない。

(入札保証金等)

- 第3条 競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、入札執行前に 見積金の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約担当者の指 定する取扱機関に納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又 は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。
- 2 入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が 入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る 保険証券を契約担当者に提出しなければならない。
- 3 入札参加者は、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供する場合は、次に掲げる書面を入札前に契約担当者に提示しなければならない。
 - (1) 入札保証金については、峡北広域行政事務組合指定金融機関等に納付した場合は、 保証金保管証書預り証
 - (2) 入札保証金に代わる担保については、契約担当者に納付した場合は、保管有価証券 預り書
- 4 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約が締結した後に、 落札者以外の者に対しては入札執行後にその預り証(書)と引替えにこれを還付する。 (入札等)
- 第4条 入札参加者は、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、設計図書、仕様書及び契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。
- 2 入札書は、入札件名ごとに別に定める様式により作成し、所要の事項を明記し、かつ、 所定の箇所に押印し、所定の時刻までに提出しなければならない。
- 3 入札書は、入札保証金の全部の納付を免除された場合であって、契約担当者において やむを得ないと認めたときは、書留郵便又はこれに準ずるものとして代表理事が認めた 到達方法をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒 に入札書在中と朱書し、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、契約担当者あて親展 で提出しなければならない。
- 4 前項の入札書は、入札日の前日までに到着しないものは、無効とする。

- 5 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。
- 6 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 7 入札参加者は、令第167条の4の規定に該当する者を入札代理人とすることができない。
- 8 入札参加者は、入札に際し、あらかじめ代表理事が工事費内訳書又は積算内訳書(以下「内訳書」という。)の提出を求めたときは、第1回の入札時に入札金額に一致した内訳書を提出しなければならない。

(入札の辞退)

- 第5条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- 2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次に掲げるところにより申し 出るものとする。
 - (1) 入札執行前にあっては、別に定める様式による入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵便等により送付(入札日の前日までに到達するものに限る。)して行う。
 - (2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

- 第6条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格 又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して、入札価格を意図的に開 示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第7条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執 行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は 入札執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(無効の入札)

- 第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
 - (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
 - (3) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しない者のした入札
 - (4) 記名及び押印を欠く入札
 - (5) 金額を訂正した入札
 - (6) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札

- (7) 内訳書の提出を求めた入札に際し、当該内訳書の提出がない者の入札
- (8) 入札書と内訳書の金額が異なる入札
- (9) 明らかに連合によると認められる入札
- (10) 同一条件の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (11) 事前公表入札において予定価格を超える入札書が提出されたとき。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札 (落札者の決定)
- 第9条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- 2 契約担当者は、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ最低制限 価'格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札 者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した 者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度入札等)

- 第10条 開札をした場合において、各人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の 入札がないとき、また最低制限価格を設けた場合においては、予定価格の制限の範囲内 の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき、直ちに再度の入札を行う。
- 2 最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札 には参加できない。
- 3 再度の入札をなし、落札者がないときは、最低入札価格者と随意契約によることができる。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第11条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて、落札者を決定する。この場合、くじの対象となった入札者は、くじを辞退することができない。

(契約保証金等)

- 第12条 落札者は、契約書の提出と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金 又は契約保証金に代わる担架を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保 証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。
- 2 第3条第2項の規定は、前項ただし書の場合について準用する。
- 3 落札者は、第1項の規定により契約保証金を納付する場合においては、契約担当者から納付書の交付を受けて指定金融機関等に現金を納付し、当該金融機関等が交付する領収書の写しを契約担当者に提出しなければならない。
- 4 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保提供する場合において、 当該担保が有価証券である場合には、保管有価証券納付書により会計管理者に納付し、

会計管理者が交付する保管有価証券預り書の写しを契約担当者に提出しなければならない。

5 落札者は、第1項の規定により提供する契約保証金に代わる担保が金融機関等(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証である場合においては、当該保証に係る保証書を提出しなければならない。

(工事履行保証契約)

第13条 落札者は、前条第1項ただし書の場合において、契約保証金の納付の免除が財務 規則第160条に該当する場合によるときは、契約書の提出と同時に、当該保証契約に 係る保証証書を契約担当者に提出しなければならない。

(入札保証金の振替)

第14条 契約担当者において必要があると認める場合には、落札者の承諾を得て、落札者 に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約保証金又は契約保証金に代 わる担保の一部に振替えることができる。

(契約書等の提出)

- 第15条 契約書は、落札の通知を受けた日から7日以内に、契約書の案を提出しなければならない。ただし、契約担当者の書面による承諾を得てこの期間を延長することができる。
- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札はその効力を 失う。

(事業の着手)

- 第16条 落札者は、契約締結後、直ちに事業に着手しなければならない。 (検査立会等)
- 第17条 落札者は、事業完了検査に立ち会い、検査員の指示に従わなければならない。 (意義の申立て)
- 第18条 入札した者は、入札後、この心得、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- <u>(注)見積心得については、入札心得に準ずるものとする。</u>